

## 令和4年10月3日開催教育委員会会議記録

### 1 開会・閉会等について

開催日	令和4年10月3日(月)
場 所	教育委員会室
開 会	午前10時00分
閉 会	午前10時44分
出席委員	
教 育 長	加 藤 裕 之
委 員	阿 部 博 道
委 員	淺 松 三 平
委 員	岸 田 玲 子
委 員	岡 田 卓 巳
説明のために出席した職員	
教育委員会事務局次長	宮 本 知 幸
教育委員会事務局参事 (庶務課長事務取扱)	須 藤 浩 司
学 務 課 長	西 村 克 己
指 導 室 長	加 藤 康 弘
すみだ教育研究所長	宮 本 佳 代 子
地域教育支援課長	堀 啓 一
ひきふね図書館長	有 澤 恵 美 子

### 2 議題について

(1) 墨田区教育委員会教育長職務代理者の指名

(2) 委員の議席

(3) 議決事項

議案第36号 行政財産(立花体育館に係る土地)の所管換えについて

議案第37号 墨田区登録文化財の登録について

(4) 報告事項

第1 地方公務員の育児休業等に関する法律の改正に伴う関係規則の改正について

第2 「墨田区学習状況調査」の結果について

### 3 会議の概要について

教育長 教育委員会の開会に先立ち、ご報告申し上げます。9月30日付けで任期満了となりました白石祐一委員に代わり、「地方教育行政の組織及び運営に関する法律」に基づき、同日に開会された区議会本会議において、区長から岡田卓巳委員の任命同意の提案があり、区議会の同意を得て、10月1日付けで教育委員に就任されました。ここで、岡田委員にご挨拶をいただきたいと思います。

岡田委員 はじめまして、岡田でございます。これまでPTA、保護者の立場で、教育行政に携わる皆様にお世話になって参りました。今後、少しでも恩返しができるように、お役に立てればと思っております。よろしくお願いいたします。

教育長 ありがとうございます。それでは、他の教育委員をご紹介します。

(教育委員の紹介)

教育長 次に、教育委員会事務局の幹部職員について、宮本次長から紹介をお願いします。

(教育委員会事務局の幹部職員の紹介)

教育長 それでは、本日の教育委員会を開会いたします。本日の会議録署名人は、浅松委員にお願いします。

## 日程第1

### 「墨田区教育委員会教育長職務代理者の指名」

教育長 日程第1「墨田区教育委員会教育長職務代理者の指名」ですが、墨田区教育委員会教育長の職務代理者に関する規則第2条に基づき、「教育長に事故があるとき、又は教育長が欠けたときは、あらかじめ教育長の指名する教育委員がその職務を行う。」ことになっています。この教育長職務代理者について、私としては、引き続き阿部委員にお願いしたいと思いますが、阿部委員いかがでしょうか。

阿部委員 承知しました。

教育長 それでは、教育長職務代理者は、阿部委員にお願いいたします。

## 日程第2

### 「委員の議席」

教育長 続きまして、日程第2「委員の議席」についてお諮りします。委員の議席は、墨田区教育委員会会議規則第5条に基づき、委員との協議によって教育長が定めることになっています。議席は、ただいまご着席いただいているとおりでよろしいでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

教育長 それでは、議席は、ただいまご着席のとおり決定といたします。

教育長 次に、本日の日程ですが、議案第37号については、行政運営上の審議情報に関わる案件であることから、秘密会として審議したいと思いますが、いかがでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

教育長 それでは、議案第37号については、秘密会として執り行うことといたします。なお、会議の進行については、報告事項が終了した後、秘密会に入ることといたします。

### 議決事項第1・・・資料番号【36-1～36-5】

議案第36号「行政財産（立花体育館に係る土地）の所管換えについて」を上程し、庶務課長が資料のとおり説明する

教育長 ただいまの説明について、何かご質疑・ご意見はございますか。

阿部委員 旗竿状の土地の部分は、通路ですか。

庶務課長 そうです。団地内の道路と接している部分はありますが、その道路は公道ではありません。公道との接道が必要となるため、団地とは反対側の公道に接しています。

教育長 それでは、議案第36号は、原案どおり所管換えすることにしたいと思いますが、ご異議ございませんでしょうか。

（「異議なし」の声あり）

教育長 それでは、原案どおり所管換えすることにします。

### 報告事項第1・・・資料番号【資料1-1～1-6】

「地方公務員の育児休業等に関する法律の改正に伴う関係規則の改正について」、庶務課長が資料のとおり説明する。

教育長 ただいまの説明について、何かご質疑はございますか。

（質疑なし）

### 報告事項第2・・・資料番号【資料2-1～2-13】

「墨田区学習状況調査」の結果について、すみだ教育研究所長が資料のとおり説明する。

教育長 ただいまの説明について、何かご質疑はございますか。

浅松委員 資料2-1にある【短期目標3】で、「家で『ほぼ毎日』又は『週に4～5日くらい』勉強する」割合について述べていますが、調査の際は、家庭以外の、塾や図書館、学童クラブなどの場所で勉強する場合も含めて、回答させていますか。

すみだ教育研究所長 子ども達自身がこの調査に回答していますので、塾などで勉強している場合も含めて回答している可能性はあります。

浅松委員 家庭で個室を与えられて、集中して勉強できる学習環境にあるかどうかは、個人によって差があると思いますので、質問しました。もう一点、【長期目標2】で述べている「D・E層の児童・生徒」の割合についてお聞きします。D・E層の児童・生徒は、これまでの学習の振り返りなど、基礎的、基本的な部分に力を入れていると思います。一方、A・B層については、応用力を補充していくなど、選択の幅を子ども達に与えてあげたほうがいいと思います。それは校長のマネジメントによると思いますが、もっと伸びたい、伸ばしたいという子どもはいますので、学校の役割を改めて考えていく必要があると思います。

すみだ教育研究所長 学習指導要領が変わり、問題から読み取れる情報を収集し、論理的に説明して解答するという問題が増えています。学校とのヒアリングを実施したところ、学校もその点をかなり意識しています。これまでは、どちらかというとD・E層を引き上げることに重点を置いてきましたが、A・B層に対してもしっかり対応して授業改善をしていくということ、学校の全体計画にも反映させている学校が増えています。校長も、その辺りはかなり意識していると感じています。

教育長 今、学校の中で、勉強ができる子とできない子の二極分化が起きています。D・E層の比率が高いのですが、D層の中に、もう少しでC層に上がれるという子ども達がいるので、その子ども達を引き上げていくということがポイントになると思います。

岸田委員 先ほど浅松委員がおっしゃったように、「家で『ほぼ毎日』又は『週に4～5日くらい』勉強する」割合に、塾が入っているのかどうか気になりました。何年か前に、経済的な問題で塾に行けないお子さんに対して、行政が費用を貸し、合格したら返済は不要とする制度があったと思いますが、今はないですか。

庶務課長 区厚生課で実施している「受験生チャレンジ支援貸付事業」という事業で、所得要件がありますが、学習塾等の費用が上限20万円、高校の受験費用が上限2万7,400円の貸付制度です。高校に合格し入学した場合は、返済が免除されます。

岸田委員 その制度が広く知られていないのだと思います。生活保護世帯ではない家庭の子ども達でも、経済的な理由で塾に行けない子ども達があります。今、個別指導の塾が主流になっていて、個別指導ならば行ってみようという気になったとしても、経済的な問題があります。もっと学校でも周知していただければと思います。資料2-8にある「家で『ほぼ毎日』又は『週に4～5日くらい』勉強する」と回答した割合が、令和4年度の中学3年生で59.7%ですが、都立高校に合格したいのであれば、5教科を勉強する必要があり、今の割合では結構厳しいのではないかと思います。

庶務課長 中学3年生の全ての保護者に、パンフレットを配布しています。校長会でも説明し、特に就学援助世帯に対しては周知してほしいとお願いしています。

岸田委員 どれだけの人数が利用しているかは分からないのですか。

庶務課長 昨年度は約250世帯程度が貸付けを受けましたが、今年度から要件が緩和されたので、3倍程度に増えるのではないかと推計値が、東京都から出ています。

教育委員会事務局次長 「受験生チャレンジ支援貸付事業」の申請を受けているかどうかも含めて、福祉との連携をしっかりとやっていかなくてはいけないという話は、以前から課題となっていました。2年ほど前から、経済的に困難な家庭がどのようなサービスを受けられるのかを一覧表にして、ホームページで公表するようになりました。各担当課においても積極的に周知するという取組を行っています。積極的に周知をしないと、岸田先生がおっしゃったような問題が起きますので、引き続き周知していきたいと思います。

浅松委員 学校がどの程度子ども達に寄り添って、個々のレベルに合わせた学習補助ができるかという課題はあります。特に長期休業のある夏や冬の期間に、学校全体で組織的に、教科の先生が学年の枠を超えて、カリキュラムを作成し、計画的に補習していく必要があります。A・B層も含めて習熟度別を実施するなど、その方法も考えていく必要があります。今後、部活動の地域移行が進み、部活動に対する教員の関わり方が省力化してくると、学習指導にもっと手厚く取り組むことが期待されると思います。私が校長を務めていたとき、夏休みに、中学3年生を対象に習熟度別の補習を実施したのですが、相当の人数の生徒が、ほとんど毎日参加していました。塾に通っている子ども達も、学校の先生は身近に感じて、質問したり教えてもらったりできます。特に難関校の問題は、塾ではなく学校の先生が自信を持って教えてあげることによって、安心感や信頼関係も生まれますので、学校がどんどん変わっていくのではないかと考えています。

教育長 学校によっては手作りの問題集を作っているところもあり、各学校で工夫しています。すみだ教育研究所でも問題集を購入し、それを子ども達がタブレット端末で使えるようにしています。まずは一人で問題に取り組むことが大変重要なことで、高校生や大学生になっても、一人でやる、そして分からないことは友達と考えたりすることも必要です。私が指導室に対していつも言っていることは、勉強のやり方も含めて教えてほしいということです。例えば、勉強のやり方と言うと、「先生の話をよく聞いて、板書をノートに写して、そうすればできる。」と言うけれど、各教科によっても勉強のやり方はかなり違います。また、例えば中学2年生の段階で、基礎力がついた後に取り組むことで効果的な勉強方法などを示していく必要があると考えています。従来、「先生の言うことをよく聞いて」ではなく、今後はICTも活用していきたいと考えています。ただ、今からいろいろなことに取り組んでしまうと、学校も先生も混乱してしまいます。塾へ行くことや、学校での補習もいいのですが、自分でやるということが私は一番重要だと思っています。

阿部委員 資料2-8のグラフを見ると、小学6年生が令和2年度以降、中学3年生は令和3年度以降、「家で『ほぼ毎日』又は『週に4～5日くらい』勉強する」と回答した割合が低下していますが、これはなぜ下がったのでしょうか。

すみだ教育研究所長 今はタブレットを使って家庭学習をしている子どもがかなり増えていきます。そうすると、図書館ではなくタブレット端末で調べたりする時間を、学習している時間に算定しない、学習時間に入れていないということが考えられます。また、家庭学習の中で、アプリケーションソフトを使って学習している時間を算定していないことも考えられます。問題に正解するとポイントがつくとか、ゲーム感覚でキャラクターを育てながら学習を進めていくという問題もありますので、そういう部分を学習時間に換算していないということもあるのではないかと考えています。

阿部委員 決して勉強を疎かにしているということではないですね。勉強時間が減ってきたということではないと考えていいですか。

すみだ教育研究所長 学校の話聞いてみると、減ったということではないと思います。

教育長 資料2-4を見ると、中学校では、「区平均正答率が、全国平均正答率の+5%より高い（同じ場合を含む）。」を表すピンク色部分は少なくなり、「区平均正答率が、全国平均正答率の-5%以上だが、全国平均正答率よりは低い。」を表す白色と「区平均正答率が、全国平均正答率の-5%より低い。」を表す水色が多くなっていますが、傾向の分析はどうなっていますか。

すみだ教育研究所長 中学校は、昨年に比べると若干下がったか又は伸びがなかったように見受けられます。今年度の結果については、中学2年生と3年生が、学習指導要領が変わってから初めての調査だったため、授業改善の内容が甘かった部分があるのではないかと分析しています。現在は、問題の中から情報を収集して、それを自分なりに解釈し、そして理論的に説明ができるように解答していくという問題が多くなっています。答えは分かっているが、説明につながらないというケースもあって、授業改善を進めていかなければいけない部分であると思っています。

教育長 学習指導要領は全国的なもので、墨田区だけが変わったわけではありません。

すみだ教育研究所長 新しい学習指導要領に対応した授業を構成するための見直しは必要だと

思っています。学力の向上については、ずっと上がり続けるというのは難しいと思います。学校も教育委員会も、継続して取組を進めているわけですが、それを継続している中では、同じことをやっても伸び悩む時期があると思います。一旦向上が停滞するという状況に陥っていると感じています。その状態を放置すると下がってしまうので、そうならないよう、教員のモチベーションを上げる、子ども達のモチベーションを上げる、子ども達が何のために勉強しているのかをきちんと伝える、そういう作業をしていかなければいけないと思っています。その点については校長会を通じて周知している状況です。

教育長 中学校とのヒアリングの際に、各学校の問題点を校長に示して、組織的に取り組んでもらうという対策を講じています。

教育長 では、会議冒頭で説明したとおり、議案第37号については秘密会として審議します。

その前に、委員の皆さんまたは事務局から何かございますか。

(発言する声なし)

教育長 それでは、ここから秘密会に入ることといたします。傍聴人の方は、係員の指示に従ってご退室ください。

(傍聴人退室)

< 秘密会/教育委員会会議規則第26条第2項の規定により、別に会議録あり >

○教育長 以上で、本日の議事は全て終了しましたので、これで教育委員会を閉会します。